

## 会 議 録

附属機関又は 会議体の名称		第2回豊島区公契約条例に関する検討委員会
事務局(担当課)		総務部契約管財課
開催日時		令和7年5月21日(水)18時00分～20時00分
開催場所		豊島区役所5階509会議室
議 題		議案 ・豊島区公契約条例(案)について
公開の 可否	会 議	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開
		非公開・一部非公開の場合は、その理由
	会 議 録	<input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input checked="" type="checkbox"/> 一部非公開
		非公開・一部非公開の場合は、その理由 行政機関における政策意思決定過程途上に位置づけられる内容を含むため
出席者	委 員	豊島区建設業協会 会長 伊藤 武司  日本労働組合総連合会 東京都連合会 西北部ブロック地域協議会 事務局長 久保 知子  公益社団法人東京ビルメンテナンス協会 専務理事 高橋 誠  社会保険労務士 武江 勇  東京土建一般労働組合 豊島支部 書記次長 寺島 耕平  立教大学 法学部長 原田 久
	事 務 局	総務部長、契約管財課長、契約管財係長、契約G職員

## 審 議 経 過

・審議に先立ち、傍聴者4名（途中から1名追加となり合計5名）の方に入場していただくこととした。

事務局：（資料1に基づき説明）

委員長：本日の議題の一番重要な案件は、この条例案について協議するということである。やはりこの条文は非常に難しいなと思う。必要に応じて事務局でかみ砕いて説明・解説していただきたい。ここはしっかり書いておいて欲しいなと思っていたところは、附則の第4、いわゆる見直し条項についてである。これは国の規制改革でしばしは用いられる条項で、定期的にこの法令全体について見直しをするということを組み込んでおくことにより、条例そのものがファイナルなものではないのだということで導入されている。これは非常に良い仕掛けであり、固定的な議論になるアウトオブデートにならないようにするというこのためには重要な条文であると思う。

B委員：第2条第3項、特定公契約の定義だが、業務委託契約に2000万以上というのは非常に心外な金額である。豊島区の規模からすれば、妥当なところは500万、譲歩して1000万がいいところではないかと思う。なぜ清掃が一番保護が必要かというところ、一番パートさんが多いため。あとは外国人の割合も多い。経済力の弱い国の労働者も多い。そういうところにほとんど保護が及ばない条例を作ってどうするんだというのが私どもの考え方である。ぜひ再検討していただきたい。

事務局：特定公契約の基準は一つの価格でわかりやすく定めるということで、例えば清掃だといくら、人的警備・受付ではいくらというふうに細かくつけるということを今回は考えていなかった。その中で、まず事業者の負担がどの程度あるかというところで、スモールスタートしたいということで前回、説明した。全体として対象となる物品の契約全体としては、今17%18%程度の契約をカバーするという割合で設定をしている。概ね先行している他区でも、大体10%程度がカバー率となっているところ、私達としてはもう少し高い水準でということで、17%18%ぐらいカバーできるところで、2000万円以上の契約としたところである。清掃の性質上、長期継続契約になりやすいということもあり、年によって案件がなかったりということもある。基本的にこちらの表になっている建物清掃から給食調理までの5種類の契約で、毎年少なくとも1件、対象がない年はないようにして2000万円程度ということで今回の金額設定を考えた。

B委員：話は分かるが実際に1000万円以上の区がかなりある。単に下限額の金額の多寡を論ずるのではなくて、実際の契約額を照らして妥当な数字を考えていただきたいということだ。例えば給食調理は保護されている。私どもは適正な価格で良質なサービスを提供するという責務としている。ダンピングと、労働者の搾取を放置するようなものだと言わざるを得ない。非常にそういう意味では残念に思う。

E委員：B委員の意見の通り、工事の方はパーセンテージ的には20%いかないのかな、9000万以

## 審 議 経 過

上でも数でいくと非常に少ない。全体の金額に対するカバー率を聞きたい。全体の工事金額の半分以上がカバーできているのであれば、実効性のあるものかと思うのだが。

事務局：令和6年度の数字になるが、9000万円以上の工事の契約額がおよそ93億6500万円。全ての工事の契約額はおよそ120億3900万円となっているので、率にすると77.8%の金額のものが特定公契約になっている状況。物品の総合計額は26億9700万円。2000万円以上の契約の合計がおよそ23億3000万円のため、金額でのカバー率で言うと86.3%。

E委員：パーセンテージ的には50%以上が特定公契約の対象になっているので、これから下限額を下げればもちろんいいのかなと思う。

委員長：金額を下げるとパーセンテージは当然ながら上がる。ただそのゾーンにいるケースが多ければパーセンテージは上がるが、そもそも契約金額が小さいのでパーセンテージがぐっと上がっていくというわけでもないかもしれない。

C委員：そもそも論として、豊島区が公契約条例を作るのは豊島区が発注する工事において最低賃金を守ってよと、豊島区が発注した仕事に関わった労働者の人たちがもらってないと訴えたときには罰則をしますよということが書いてある。目的として労働者を保護しようということ。B委員の意見の通り、金額が高すぎるのではないかという意見が出てくるのは、本来なら契約金額を決める必要性はなくて、公契約においては全てというのが理想だと思う。金額の規模が大きくなればなるほど、その金額において落札をする会社というのは社会的にしっかりした会社であり、それは豊島区がその入札に参加する資格を厳しく規定しているからである。よって金額が大きくなればなるほど、入札に参加する会社はしっかりした会社が入ってくる。そしてダンピングが起きることはどんどん確率的には下がってくる。だが、金額が小さいと豊島区の入札に参加する業者の資格も下がり、敷居が低くなってしまう。そこでダンピングが起きるのではないかと。どこかで金額は決めなきゃいけないのだろうが、理想はなしがいいのではないかと思う。他区がなぜ金額規定なしをやっていないかの理由は調査しているか。

事務局：他区がなぜ金額を定めているのか、定めないという選択肢はなかったのかについてはヒアリング等していないのでわかりかねる。ただ豊島区としては実務的な問題として、あらゆる全ての契約にこの公契約条例を適用しチェックしていくという体制はなかなか取り得ないと思っている。ある程度金額基準額を定めるということは一定程度影響力の高い、それだけ多くの方が従事する契約に対して注目してチェック体制を働かせるという意味で、金額設定というのは重要であると考えます。

C委員：数が多くなるとチェックをするのが大変だということだが、この条例を見るとその金額以上については豊島区の公契約条例について契約しますよということは書いてあるが全て調査するとは書いてない。調査をするという点においては実際には何かトラブルが起きない限りは調査しないということだから金額を定めるのは何か意味があるのかなと思う。

## 審 議 経 過

事務局：全件調査をするというのが実務的なマンパワーの面もあり現実的ではないというのが問題としてあると考える。大きい金額で基準を定めて、影響力の大きい案件に対してチェック機能を働かせていくという手法をとっている。

C委員：労働者が訴えないと調査しないということか。

事務局：そうでなくても、例えばきちんと労働環境が遵守されているかということの報告は少なくとも各事業者を求めるので、最初から全て貸金台帳等提出していただくということではないが、何も起きないからといって何も事務がないということでもない。受領して区でチェックを行う。特にこの条例のスタートのときには多くの事業者が初めてやるということで、問い合わせ対応等も生じてくるかと考える。

委員長：金額を設定する意味がないのではないかと、なぜかというと実際に調査等に行くと台帳を見せるということがないのであればあることがないわけだから、そのときは意味がないのではという意見かと思う。その意見に対して別の観点で見ることができる。まずは一般用語としてこういったものがあるということで、何らかの機会があれば、例えば最低賃金法違反をしているということが発覚してしまうという心配をする。だからこそ、こういうルールで金額を決めておくというのも一定の意味があるのではないと言えるのでは。それでもなお実際にチェックしなければ意味がないということは確かにあると思うので、条例そのものではないが条例の外側で、前回の議論にもあったとおり社労士の協力を得て調べるようなものを一定程度維持することがすごく大事だと考える。条例そのものではないけれども、委員の意見のように、みんながこれやらなきゃと思うに至らないような条例の運用ではあってはならない。

A委員：私も先ほど委員から話があったように全部が望ましいが、初年度ということもあり、前回そういった意見もE委員からあったかなと思うが、契約総額の50%、本当はもっと高い方がよいが、50%以上占める契約範囲が望ましいと思う。先ほど事務局から話もあったが、やはり効果と職員配置、事務軽減などを考えると、全てということはちょっと難しいのかなと思う。一方、先ほど言った件数の問題やパーセンテージの問題は当然重要なので、この金額で良いかどうかというのも審議の必要があるのではないかと。

委員長：先ほどのC委員の意見とA委員の意見に関連して話すと、この条例がカバーすべき対象者はここにあげているすべての事業者であると私は思う。それが理想だと思うが、少なくとも第1条は、すべての事業者に適用があるのだよというようなことは書いてもいいのではないかと。これは全ての事業者に対するメッセージでもあるので、金額の上下はあるが明示したらいいかと思う。もしそれを条例で読もうとするとどこでそう読めるか。

事務局：まず第2条の定義の第1号で公契約について定義をしている。この条例における公契約は区が締結する指定管理協定を含む全ての契約が公契約という言葉で表現されている。そ

## 審 議 経 過

の上で第1条には、この条例は豊島区における公契約に関して、基本的な方針およびその他必要な事項を定めることで、区が発注する公共工事、公共サービスの品質を確保するとともに、その業務に従事する労働者の賃金引き上げ、ダンピング防止に繋げ、労働者等の労働環境確保の実効性を高め、もって区民の福祉の増進および地域経済の活性化に寄与することを目的としている。あくまで第1条に関しては、金額の基準によらず、全ての公契約がこの目的のためになっているという条文である。

委員長：契約の定義を2段階にして、公契約そのものは全て対象だから全事業者だということだが、もう少しまっすぐ書けないか。どうしても特定公契約の話ばかりになってしまうが、公契約全体が事業者に対して区としてのメッセージだということが伝わるような条文であってほしい。

事務局：例えば第3条、4条、5条などの基本方針や責務については公契約そのものについての記述になっているので、目的のところにも公契約全てにこれはかかるよというのがわかるような形で少し加筆を検討させていただきたい。

B委員：最後は特定公契約の話に戻らざるを得ない。最悪契約の解除ができるので、これは非常に強いサンクションだ。特定公契約をどの範囲にするかというのは、理想論は理想論として、実際は事業者に対して規制をかけるのをどこの範囲にするかということを決めていく必要があると思う。先ほどの意見の繰り返しになるが、今のままでは目的は素晴らしいが、実際の規制は特定の分野にはほとんどかからない、それで条例定めた意味があるのかというのが私どもの立場である。

D委員：条例自体は一通りよくできていると思う。第9条についても別表を設けてわかりやすい。第1回の委員会の際に条例の骨子案のところ、今回の条例には載っていないが公共サービスについての労働者不足が深刻化していると、その中で担い手不足の解消の一助となることも期待していると、そういうところも含めて議論が必要だと思う。

事務局：確かに前回の骨子の際に、労働者の担い手不足の解消の一助にしていくと説明した。その点でいうと、この場の議論の通り全ての契約が対象になるというのが全くもって理想的なことであろうかと思う。一方で基準額を設けることで現実的に契約内容をチェックしていくことができるという側面もあるかと思うが、この基準を定めることに関して我々もどのように線を引いたらいいかというところが見えないところである。条例の附則でつけているような、今後も継続してこれぐらいの契約をカバーした方がいいという議論は続けていくべきだと現時点で考えている。

委員長：条例の趣旨・目的において理想についても引き続き議論する必要があるのかなと思っている。物品でいうと1年間に120、30のすべてのケース、工事の方でもほぼ同じぐらいの数字で、どこかで線引きをすれば、線の上に行ったり行かなかったりというのはその契約金額で

## 審 議 経 過

左右される。たまたま金額が小さかったらこの特定公契約に入らない。しかし金額がアップしていくと同じ事業者でも今までは特定公契約の適用を受けることはなかったが今回受けるようになったということもあり事業者によっては流動的である。そういう意味で言うと、この特定公契約による一定の規制を被る予備軍ではないが、そのような事業者も当然いる。そういう意味では、幅広に広報をすとか、幅広くチェックシートを全業者にやっていくとか、条例そのものではないが、条例の運用として事業者が入れ替わることも想定した幅広い条例の運用が必要になるだろう。やはり金額は定めざるを得ないし、業務量を考えながら、一定の線引きをせざるを得ないということは確かかなと思う。

委員長：これまでの議論の中で合意が得られていないのは金額の多寡である。一定の割合は確保するというような線引きはすることが望ましい。他方で物品については2000万円とする場合、建物清掃については令和6年で1件、令和5年で0件、令和4年で1件、単純に平均すると1件満たない。道路・公園管理で言うと一定のパーセンテージになっていることも確かで、給食調理にいたっては間違いなく100%カバーされている。カバーされない分野が存在するということについてどう考えるのか。一つの見方としては、ルールを適用する以上適用されないようなルールでは意味がないとC委員が意見していた。それが特定の分野に関しては、比較的恒常的に発生してしまうということについてどう考えるか。一つのやり方としては分野ごとに定めるということ、それをすると大変だということでも全分野横断的に一定の金額で定めるということが現在の案だが、他の委員はいかがか。

B委員：建物清掃だけではなくて業務委託について全体で見ると2000万以上の率が20%を超える。これは給食調理が割合を上げているのだが、件数そのものが非常に少なく、給食調理も道路・公園清掃も設備管理も、警備もどれも分母が小さい。それで率のことを云々してもあまり意味がないだろうと思う。やはり一番弱いのは、圧倒的に職員の多くがパートである建物清掃。本当は500万で線を引きたいが、マジョリティーは前回の資料を見ると1000万である。なぜそこで線を引かなかったのか不思議だ。1000万にしたところで1、2件しか増えないので、多くの業務がパンクするようなことはない。ぜひ区に判断していただきたい。

C委員：労働者保護が一番大事なことから、特定労働者等の申出について、特定公契約をしている事業者に基づいて働いている人だけしかそれができないことが問題なのでは。特定公契約ではない会社の下で働いている人でも申し出はできるようにできないのか。

事務局：条例案では、労働報酬下限額を下回った場合に特定公契約の従事者は申し出ができるというようにしている。特定公契約については労働報酬下限額以上の報酬を支払うよう区が契約の中に盛り込んでいくので、それより低い金額で報酬が支払われた場合は申し出をすることができる。特定公契約でない場合はこの金額以上の賃金を支払うというのが区との契約に出てこないの、区としては契約違反だと指摘することは難しい。もちろん最低賃金を下回っているということであれば別の法律に違反していることになるので、事業者が罰の対象になることはある。

## 審 議 経 過

C委員：当初区が定める労働報酬下限額がいくらなのか気になる。

事務局：この条例によって成立した審議会で意見をいただいて定めるものなので、現時点でまだいくらというのはない。先行他区の金額をみると、物品の契約に関しては最低賃金を基準にしたり、会計年度任用職員の賃金などと比べて設定することが多くというふうに聞いている。工事に関しては国が定める設計労務単価が基準になってくる。統計上設計労務単価もいろいろな工事の平均値から算出していると聞いているので、多くの区は、設計労務単価の9割ぐらいに下げたところに設定していることが多い。

C委員：建設業でいうと東京都が一番高い。9割だとずいぶん基準が低いなというふうに思うが、だからといって豊島区が突出して国と同じ金額にするかというのは判断できない。それでも、現状では安い。その状況の中で特定公契約に従事している人とそうでない人を分ける意味があるのかと思う。

B委員：今都内の最低賃金は1163円。豊島区で清掃のパートを雇うとすると、1300円ぐらいが相場。それ以下ではほとんど来てくれない。公契約で定める基準は予算の積算単価になるので、予算を積算するとき最低賃金1163円で積算されてしまうと、予定価格は非常に低くなってしまう。実際には労働者に1300円以上払っているのだから、それで受注すると事業者は損をする。よって1300円以上で積算してもらわないと事業者が損するだけで、損した事業者は労働条件を切り下げたり、社会保険に加入しなかったりという違法行為を繰り返していくわけである。それでいいのかということで、私どもは主張をしている。

C委員：建設業においては、公共事業をやるためにはいろいろな条件があり、全ての条件をクリアしないと入札できない。そういう法律的な縛りがない業界の場合にはB委員の意見のようなことが起きるのかなと思う。

委員長：参考資料の表2の物品の方でいうと5業種が書かれていて、実際に仕事に当たっている方々の正規職員の割合や件数が業種ごとにばらつきがある。なぜ条例を作って保護すべきかというとおそらく単純労務に当たっている人が一番弱い立場にあるのだろうということだと考える。業種ごとに正規職員の比率やその業務に求められる専門性・資格が異なり、一番気にすべきは差があるということはどう考えるのかということ。先ほどの最低賃金以下で仮に働かせている事業者がいた場合には、労基署との関係で、違反行為を一般的に是正しているのか。

D委員：最低賃金未満の賃金しか支払わなかった場合には、最低賃金額との差額を支払わなければならない。最低賃金額以上の賃金額を支払わなかった場合には、厳しい罰則が定められている。最低賃金額は、毎年、見直されている。労基署の調査などで指導され、是正申告を出すこともある。

## 審 議 経 過

委員長：非常に密接に関連している最低賃金法の法執行に関しては労基署中心に一定のチェックが入る体制になるので、この条例だけで世の中を変えていくのは無理であって、既存の仕組みを行政としては教示をしていく等々、この条例がカバーしていないところを補えるのかというところも大事なんじゃないかなと考える。苦情を受け付ける仕組みがどこにあるのかということも教示するだけで違う。だからこの条例に盛り込めなくても、今の仕組みがあるのであればそっちの方がむしろ効果的かもしれない。

C委員：先ほどB委員の話の中で、安い金額で落札すると会社はやっていけない、でも、給料は高くないと人が来てくれない。次どうするかということと社会保険料がない等ごまかしますよということになる。建設業においては、監督委員会で加入状況等を提出する義務があり、ありえない。ただ清掃業などはそういう義務がおそらくない。だからそこでダンピングできてしまうのではないか。

B委員：もちろん法的な制約はあり、ビルメンテナンス業だって社会保険の管理義務もある。先ほど委員長が話した条例以外の話だと、ここ3年間毎年総務省の行政課長から通知が出ている。最低賃金の改定に伴うビルメンテナンス業務に関する契約金額の変更についてということ、例えば最低賃金で契約を結んだとする。途中で10月に最低賃金が上がる。そのときに速やかに上げなさいという通知の内容である。だから、年度途中でも当初の契約は契約として上げるというのが課長からの通知で、法的なことではなくてもそういう通知が出れば自治体は従わざるを得ない。バックには厚労省や旧自治省がいるので、その指示を無視できない。このように国の方でも先行して動いているのは確かである。ただこれはあくまでも最低賃金の話で、豊島区が考えているのは最低賃金より高い実態に合った額でより適正な契約をしようということなので理想が高い。だが私が冒頭から話しているのは、せつかく高い理想を掲げているのだから、その対象者がゼロはなしにしてくださいということ。

委員長：実際に条例の施行が来年4月1日だとすると、また3年後までに見直しをしていくということだが、おそらく物価はどんどん上がり、労働条件、労働環境はますます変化が見込まれる状況である。そのため2000万円という金額でも、もしかするとぴったりになる時代がやってくるかもしれない。ただこの瞬間で言うとやはり過去3ヶ年度で1件あるいは0件というのはルールを作ったのに適用ができず望ましくないという気はする。

委員長：この委員会の議事録だけではなく、意見をまとめて、3年後こういう観点で見直しをしてくれと、元々は2000万円でスタートしたが議論していったら例えば1000万円になったと、しかし、いずれは物価が上がっていくことを考えたり、契約金額が上がっていくことを考えると2000万円ぴったりになる時代も来るかもしれないみたいな議論をしたので、3年後見直しのときにはこの観点から議論をしましょう、みたいなことを公文書として残しておいて、どういう観点から議論するのかということを整理されるといいなと考える。

委員長：その上でやはり0になったり1になったりするの望ましくないとも思う。

## 審 議 経 過

そういう意味で言うところの分野だけでどうにかするか、あるいは全般的に引き下げるか、簡単に言うとどっちかしかないのだろうなという気がしている。分野ごとにやっていくということももちろんできるだろうが、一番簡単なのは金額を1000万円にすることだ。1000万円に下げることによってどれくらい業務負担が増えていくのかということ、この3年間で条例が施行された後に考えなければならない。事務作業があまりに多いということであれば、当初の2000万円についても考える、ということをしつかり残しておくことは大事だと思う。

事務局：例えば令和6年度は2000万円以上は全体で24件ある。1000万円だと8件あるので、件数でいうと24件から32件になるということで30%程度範囲が広がるということになるかと思う。ただ正直今の時点でこの8件がどれくらい事務的にクリティカルになるかというのは予想が難しい。

事務局：先ほどダンピングに関する話題が広がっていたので事務局から補足する。先ほど委員長の言葉の通り条例外のところでの取り組みも重要なものだと思っている。豊島区では労働条件等調査を行っており、全件ではないがピックアップして申し出がなくても調査をしている。あるいは日々の入札においても、あまりにも区の想定を下回る、安すぎる金額は最低制限価格ということで入札金額を入れても弾き、そこは契約しないということを実施している。また、今後公契約条例ができたときに、先行区の様子見ると条例の手引きということで、この条例の解説であったり様式をまとめた冊子を作っていたりするので、例えば最低賃金を割っていたら労働基準監督署に通報ができるというようなことも案内する場面が用意できると考えているので、条例外の施策も組み合わせながら条例の目的を達成していきたいと考える。

委員長：建物の清掃でもいろんな建物があって、契約結んでいる課でもバラバラだからどこかに集中するというわけでは必ずしもないというふうに想像するがいかがか。

事務局：公契約条例に関する事務は基本的には我々契約管財課が全て担うことが想定されている。もちろん現場の実態を調査する際は所管課の意見等を聞くことはあるかと思うが、調査等々を行う場合は全て契約管財課で行う。

委員長：もう一つの方法として、指定管理は課がバラバラで困る、いつからいつまでという始期と周期を合わせてくれ、まとめて指定管理の入札をしてくれということをやっている。だから、例えば建物清掃をまとめて委託するということもあり得ると思う。もう少し契約金額をまとめると、労働者の保護に繋がるわけで、そういう方策もあり得るのではないかな。

事務局：複数の施設を一括して契約するということは状況に応じてやっている。例えば学校の用務委託などはプロポーザル方式で決めるもので、大体豊島区の西側の学校全て、東側の学校全てということで、15、16校ぐらいを一括して契約するということをやっている。区民ひろばでいうと、大体四つか五つぐらいになる。ただし大きくまとめすぎると、今度は受注していただける事業者が減ってくるので、まとめすぎると入札が成立しないという課題はある。

## 審 議 経 過

委員長：指定管理でも同じ議論をしていて、まとめすぎると手を挙げてくれる人がいなくなるということだが、金額を下げることによって生じる件数を減らすような努力もそれぞれで行っていただきたい。そのまま例えば7件乗っかるのは結構つらいと思うが、この金額を処理しないような対応策もありえないわけではないのではという気がする。条例を回していくにあたっては区役所内のヒューマンリソースはすごく大事なので、そこに対する一定の配慮は当然ながらするべきだろう。

委員長：金額を例えば全般的に他の区でもあるように1000万円にしていく、ただし3年後しっかり組み直すともしかしたら2000万円が適切な時代がやってくるかもしれないので、見直し条項に基づいてこの金額についてはもう1回必ずやると、それと引き上げるということが適切かどうかということについて点検をするというのが今日の議論からすると一番委員方の合意を得られやすいのではと思うが、D委員の立場からいかがか。

D委員：最低賃金額が毎年、見直される。参考資料の1つと考える。

委員長：他方で工事については全く議論がないが何かコメントはあるか。

C委員：どのような書類を出すのかは未知数だが、そんなに負担にはならない。そもそも論として9000万以上の案件を落札している事業者としては全部当たり前のことだと思うので、建設業で特にこんなことやられたら困るという事業者はいないかなと思う。

事務局：事務局としては例えば労働報酬下限額という観点でも先ほどC委員が話した通りで実際の賃金が高い状況もあると思うし、特定の建設業の方は規制もしっかり対応していただいているという状況にあると思うので、その点は何か問題が生じるということは少ないと思う。

委員長：私は委員の話を聞きながら大学でどういう試験問題を出し、どれだけの難しい問題を出すか、あるいはどれだけ簡単な問題を出すかみたいなことは普段考えているが、要はあんまり難しい問題を出し過ぎても答えられないし、あんまり簡単な問題を出し過ぎても試験という意味がないし。どこで線を引くかということ、誰にも適用されないようなルールはやはりよくないだろうと、だから最低私は1だと思う。どんな分野でも1は絶対にカバーしているということがないと制度そのものは正当性を失うだろう。業種を横断的にやっていくのであればそう考えるべきではないか。その点でいうと物品はやはり1000万円にするというのが、皆さんの意見になるかと思うが、異存はないか。

委員長：では今日の結論として、今話したところで3年間仮にやってみて、もし問題があれば元々の事務局案に引き上げるということも視野に入れて考え、かつその数字をできるだけ減らすような様々な努力をお願いしたい。ということでこの金額そのものについてはいかがか。

## 審 議 経 過

委員一同：よろしい。

委員長：先ほど事務局の発言で目的のところを少し修正するというのも異存ないと思うので、その部分と金額のところを条例案に加筆をする部分かと思う。

また、どういう議論があって各委員からどういう意見があったのかというような積み残しの課題を1枚まとめていただきたい。ではその3点、1点目は目的の修正、二つ目は金額を2000万円から1000万円にする、三つ目は、1枚紙で今日の議論の申し送り事項のような形でまとめて、任期ごとに申し送り事項という形でどんどん送っていくという作業をしていければと思う。

B委員：要望なのだが千代田区の場合は、審議会での意見や質疑の概要を1枚紙にまとめてホームページで公開しているので検討願いたい。

事務局：前回の議事録等も今まとめており、チェックをいただいて公開するというので、今回のものも追って同じように公開するので、よろしく願います。

A委員：前回スケジュールの中に出ていた5月に意見聴取を行うについて、どのようなイメージか。また、もし申し送りができるのであれば、これは審議会の大きなテーマであり委員からも発言が前回あったのだが、スタートする時期に関しては今年度は良いとしても、来年度に向けてはぜひスタートする時期を検討いただきたい。例えば豊島区の予算が決められて、その後、審議会の中で労働報酬下限額が上がってくる議論が最近多いのだが、その後ちゃんと予算に盛り込めるかということも課題になっている。そういう意味では早めに議論をスタートすべきだと考えるので、検討いただきたい。

事務局：意見聴取について、想定としてはこの条例案ができた後に例えば労働者団体、事業者団体に意見を聞いていきたいと思っている。パブリックコメントも控えているがその期間にもかけても、意見は引き続き聞いていきたい。

委員長：比較的積極的にいろんな議論があり、少なくとも条例がスタートできる準備運動ぐらいになったように思う。実際に条例が可決されて動かしていくのはもうちょっと後であるが、引き続きよろしく願います。以上をもちまして第2回豊島区公契約条例に関する検討委員会を閉会する。

〔19時52分 閉会〕